

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。さらに平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」に基づき「子ども・子育て新システム」が検討され、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、平成27年度から子ども・子育て支援の新制度がスタートします。新制度では、子ども達が健やかに成長することができる社会の実現を目指して「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的に掲げています。具体的には、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ「認定こども園」の設置が推進されるほか、保育園などの認可制度の改善や小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の実施促進により、保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を目指すとともに、教育・保育の質の確保に向けて人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ることとされています。さらに、子育てに関する多様なニーズに応えるために放課後児童クラブ、一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービスの拡充、子育て支援に関する相談、情報提供などを行う窓口の設置などの取り組みにより、利用者がニーズに合った支援を選択できるしくみづくりが目指されています。

古河市では、平成16年度に「古河市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成21年度までの前期計画期間、26年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。取り組みの中で、保育サービスの充実を図り、待機児童の解消を目指し、質の高い保育環境を実現してきたほか、地域における交流・相談の場の開設により親子の交流促進、相談事業の充実、虐待防止対策の充実など様々な成果を上げてきました。子どもを取り巻く環境等が変化する中で、今後さらに多様な教育・保育環境の必要性に応える必要があることから、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、古河市においても「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図ります。

2 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度とし、平成 31(2019)年度までの 5 年間の計画期間とします。

年度 計画名	H27	H28	H29	H30	H31
総合計画	第1次古河市 総合計画	第2次古河市総合計画			
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	第2期地域福祉計画				
健康づくり基本計画	第2次健康づくり基本計画				
食育推進基本計画					
障害者基本計画	(第2期計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第4期計画)			(見直し)	
虐待 DV 対策基本計画	(見直し)				

3 計画の位置付け

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- ② この計画は、「第一次古河市総合計画」(平成 23 年度～27 年度)、「古河市地域福祉計画」(平成 27 年度～31 年度)などに基づく部門計画として位置付けられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定するものです。

4 計画の策定方法

- ① この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

■調査概要■

調査方法	郵送配布－郵送回収法			
調査期間	平成 25 年 11 月 5 日(火)～ 平成 25 年 11 月 22 日(金)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
	就学前児童	1,800 件	769 件	42.7%
	小学生	1,500 件	634 件	42.3%

- ② その他、市内企業の子育て支援に関する意識や取り組みなどの現状を把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査概要■

【調査対象】

古河市工業会に加盟する企業の中から13企業

【対象企業の概要】

●企業規模

項目	度数	構成比
5～9 人	0	0.0%
10～19 人	1	7.7%
20～49 人	0	0.0%
50～99 人	0	0.0%
100～149 人	1	7.7%
150～199 人	2	15.4%
200～249 人	3	23.1%
250 人以上	6	46.2%
回答者数	13	100.0%

●業種

項目	度数	構成比
光学・精密関連	0	0.0%
鉄鋼・非鉄金属関連	1	7.7%
機械・電気・金属関連	2	15.4%
化学・プラスチック関連	4	30.8%
印刷・同関連	0	0.0%
食料品関連	2	15.4%
衣服・その他の繊維関連	0	0.0%
パルプ・紙加工関連	0	0.0%
その他	4	30.8%
回答者数	13	100.0%

- ③ この計画は、市民、関係団体からなる「古河市子ども・子育て会議」で検討を重ね、策定しました。

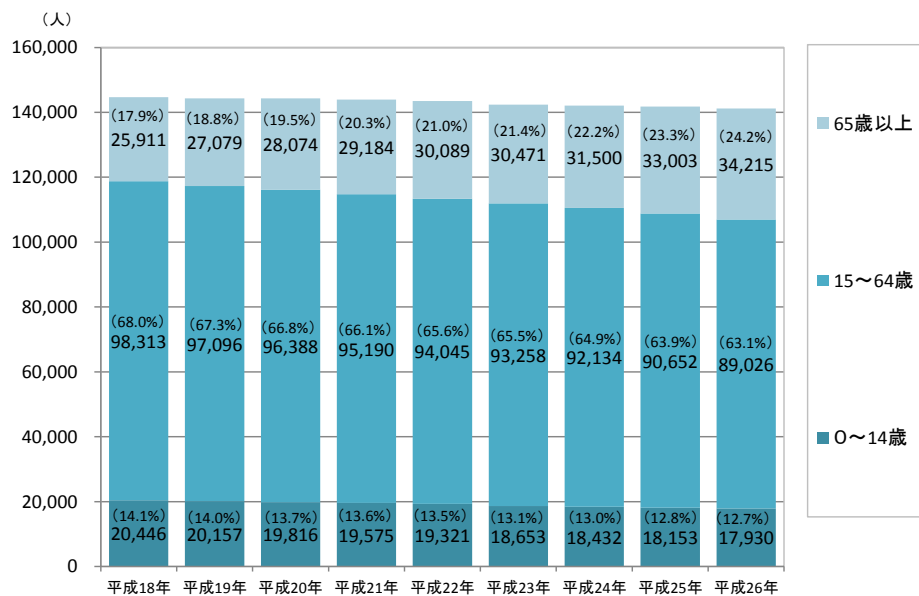
第2章

古河市の子どもと家庭の状況

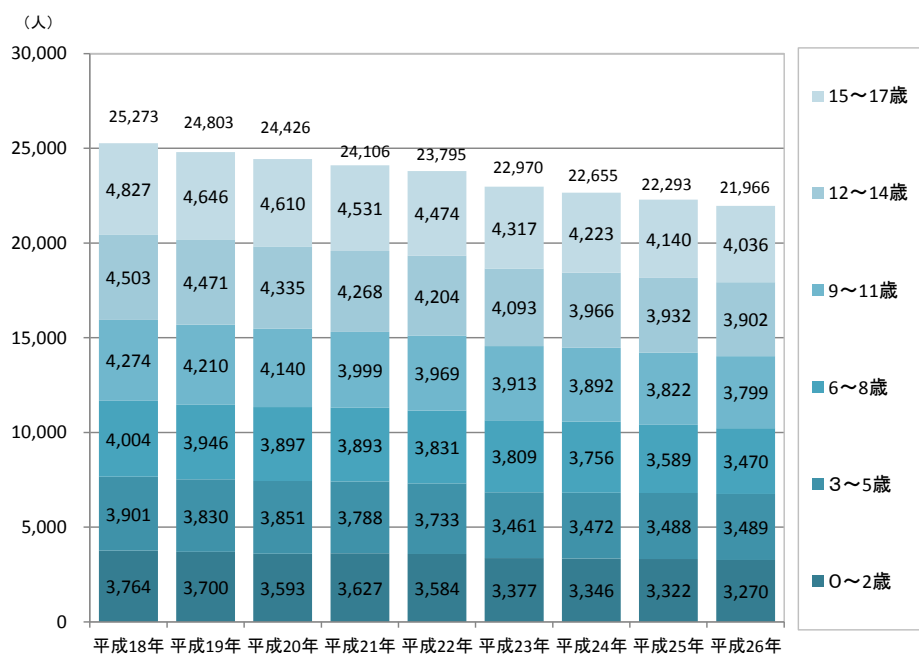
1 古河市の人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

① 人口の推移

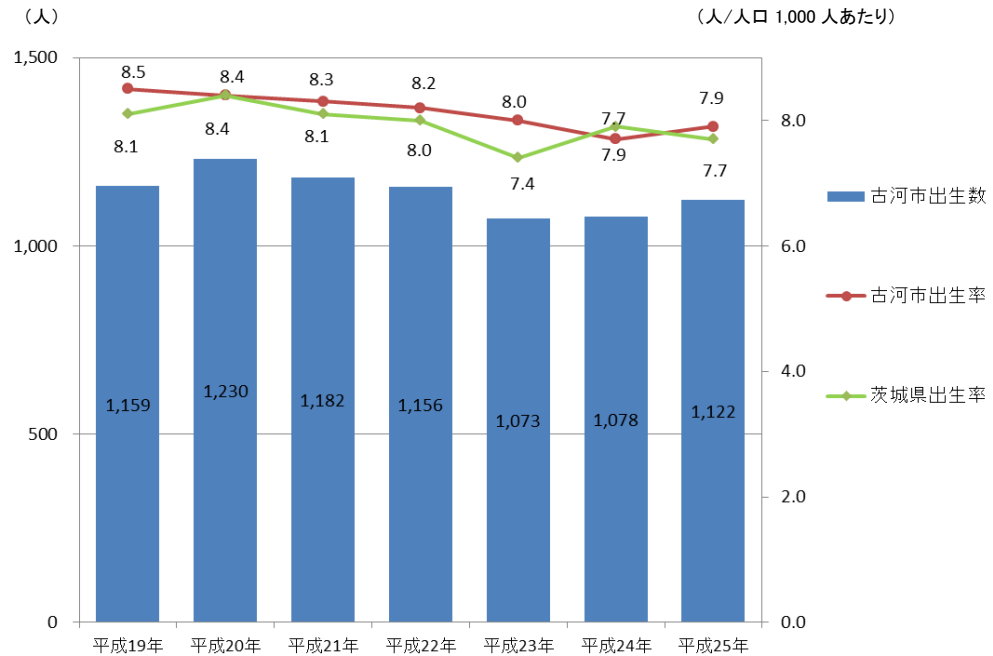


② 児童数の推移



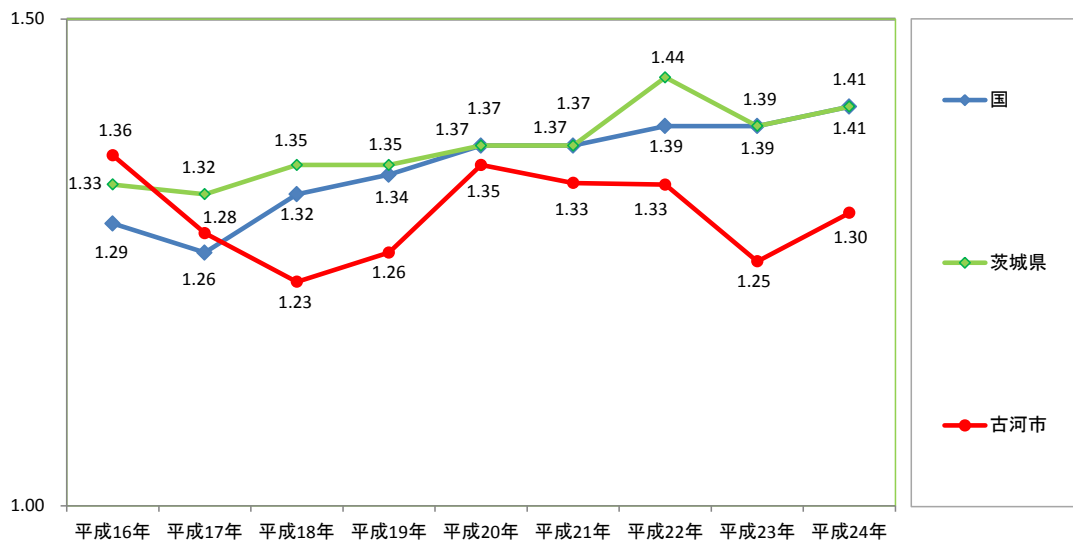
(2)人口動態の状況

①出生数・出生率の推移(古河市・茨城県)



資料：茨城県保健福祉統計年報

②合計特殊出生率の推移(古河市・全国・茨城県)



資料：国 人口動態統計（各年1月1日）

茨城県 茨城県保健福祉統計年報

古河市 平成21～24年は茨城県保健福祉統計年報、
古河市住民基本台帳より推計

(3) 就業の状況

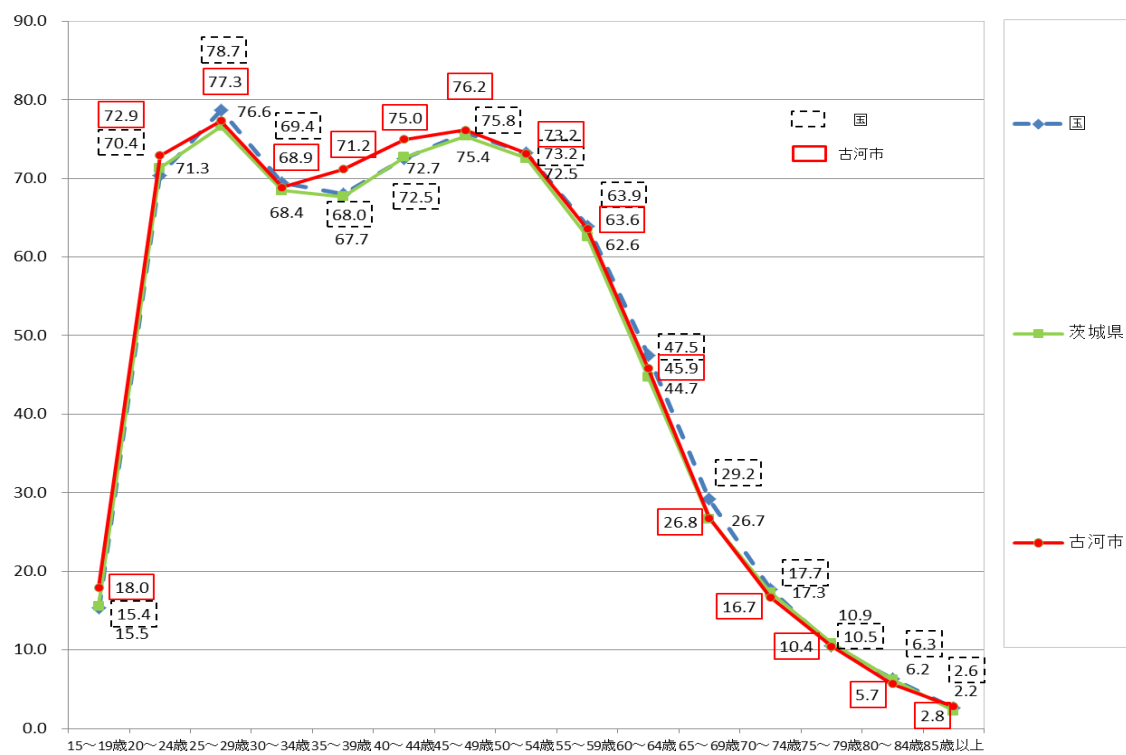
① 就業率の状況

単位：人、％

平成22年	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
国	53,154,614	34,089,629	64.1	57,122,871	25,521,682	44.7
茨城県	1,265,730	837,371	66.2	1,291,036	582,810	45.1
古河市	61,698	41,312	67.0	62,304	29,305	47.0

資料：国勢調査（平成22年）

② 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年）

2 子育て家庭の意識と実態

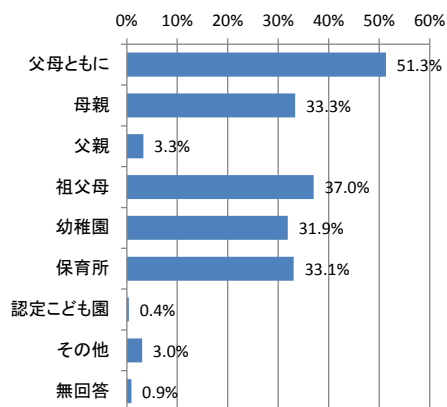
未就学児童、小学生がいる家庭を対象に行ったニーズ調査等の結果から、古河市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題がみられます。

(1) 子育ての環境

① 日常的に子育てに関わっている人

子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人は、「父母ともに」の割合が51.3%と最も高く、「祖父母」が37.0%となっています。また、「母親」の割合は33.3%となっています。

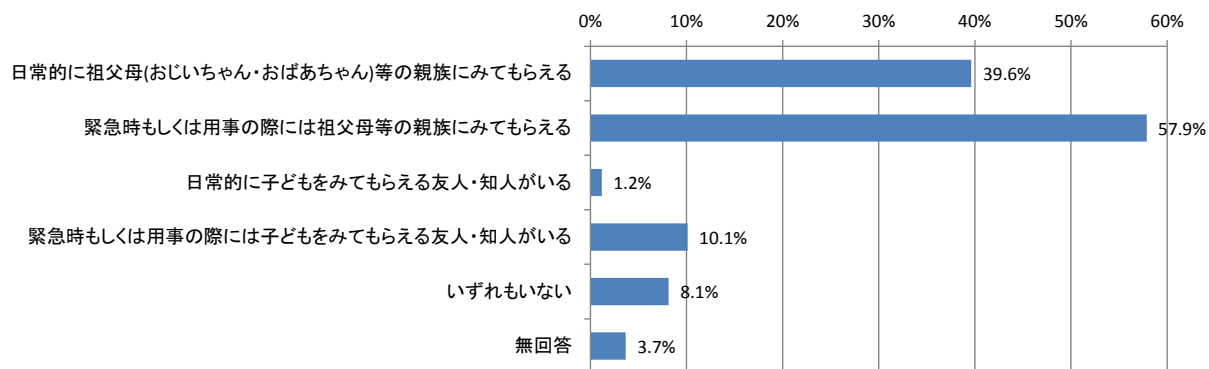
日常的に子育てに関わっている人(就学前)



② 子どもをみてもらえる環境

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.9%と最も高く、「日常的に祖父母（おじいちゃん・おばあちゃん）等の親族にみてもらえる」が39.6%と続いています。

子どもをみてもらえる環境(就学前)

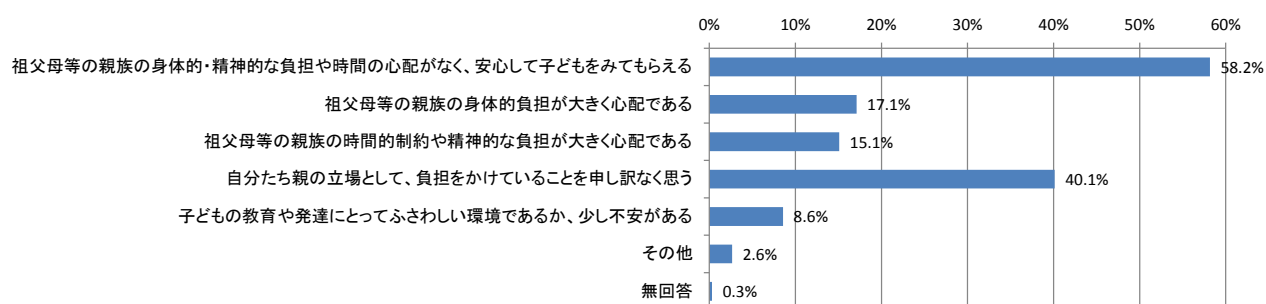


③祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況は、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」の割合が58.2%と5割を超え最も高く、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」の割合が40.1%となっています。

また、心配や不安を感じる項目では、祖父母等の親族の身体的負担・時間的制約や精神的負担を心配する声が1割台半ばを超えています。

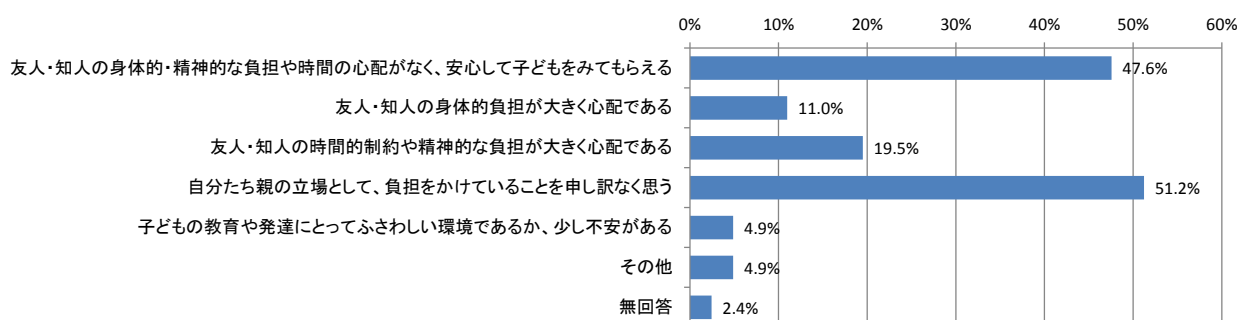
祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



④友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識

友人・知人にお子さんをみてもらっている状況は、「自分たち親の立場として、負担をかけていることを申し訳なく思う」が51.2%、「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間の心配がなく、安心して子どもをみてもらえる」が47.6%となっています。

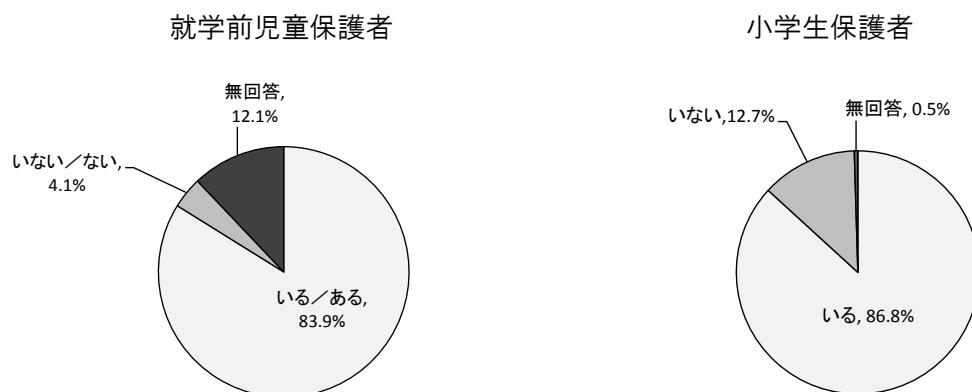
友人・知人に子どもをみてもらっている状況についての意識(就学前)



⑤子育てをする上で、気軽に相談できる所の有無

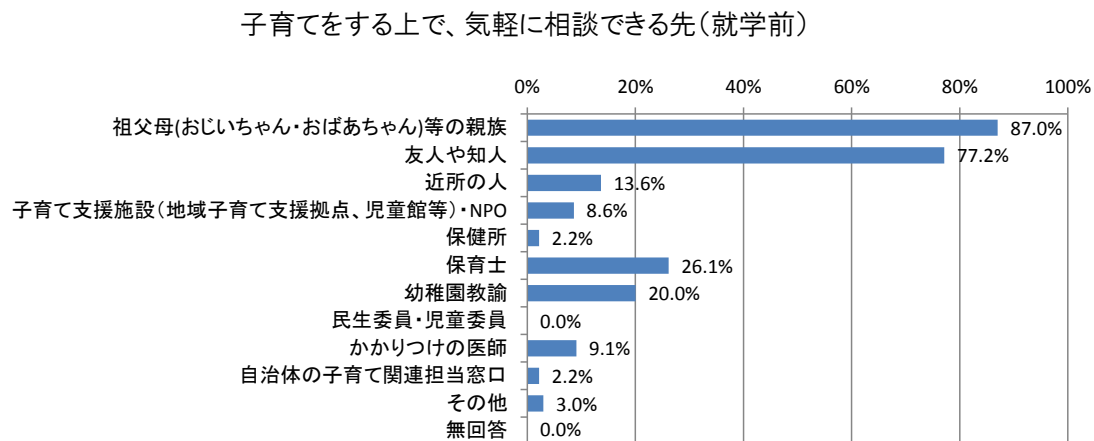
子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人及び場所の有無は、就学前児童保護者では、「いる／ある」が83.9%に対し、「いない／ない」が4.1%と、「いる／ある」の割合が大きく上回っています。

一方、小学生保護者では、子育てについて、気軽に相談できる人が「いる」が86.8%、「いない」が12.7%と就学前児童保護者よりも「いない」が多くなっています。



⑥子育てをする上で、気軽に相談できる先

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、「祖父母（おじいちゃん・おばあちゃん）等の親族（87.0%）」「友人や知人（77.2%）」の割合がいずれも7割を超え高くなっています。

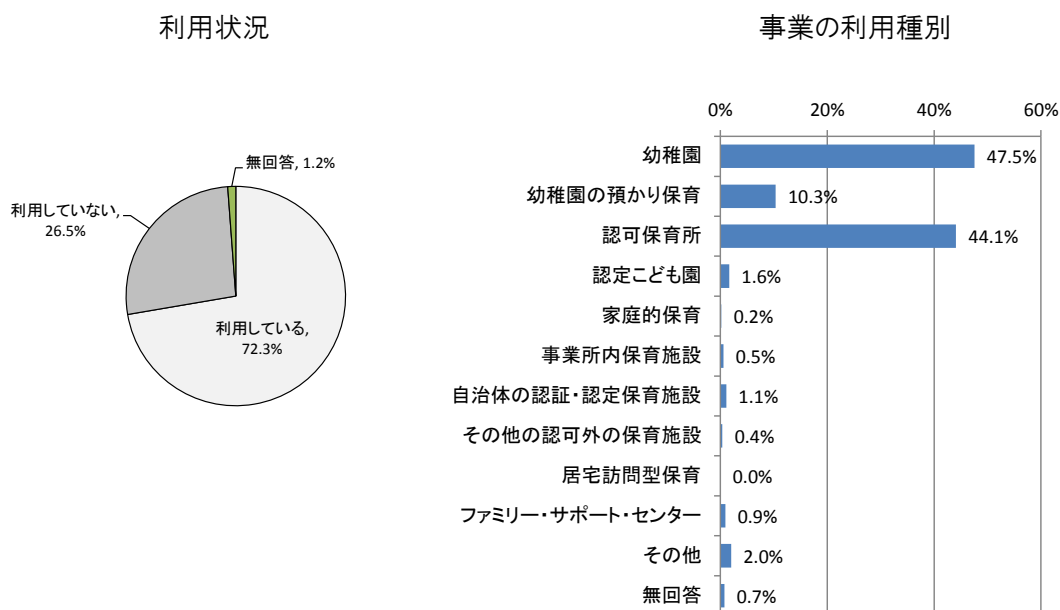


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」の割合が72.3%に対し、「利用していない」が26.5%と、「利用している」の割合が上回っています。

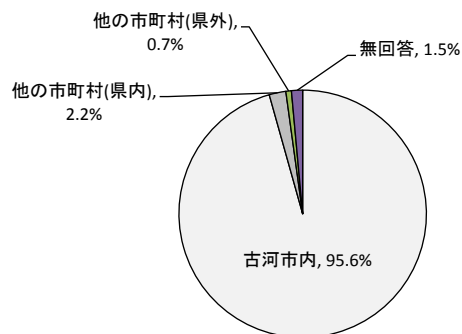
平日の教育・保育の事業の利用種別は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が47.5%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が44.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.3%となっています。



② 現在、利用している幼児教育・保育の事業の実施場所

現在、利用している教育・保育事業の実施場所については、「古河市内」の割合が95.6%と最も高く、「他の市町村（県内）」が2.2%、「他の市町村（県外）」が0.7%となっています。

現在、利用している幼児教育・保育の事業の実施場所

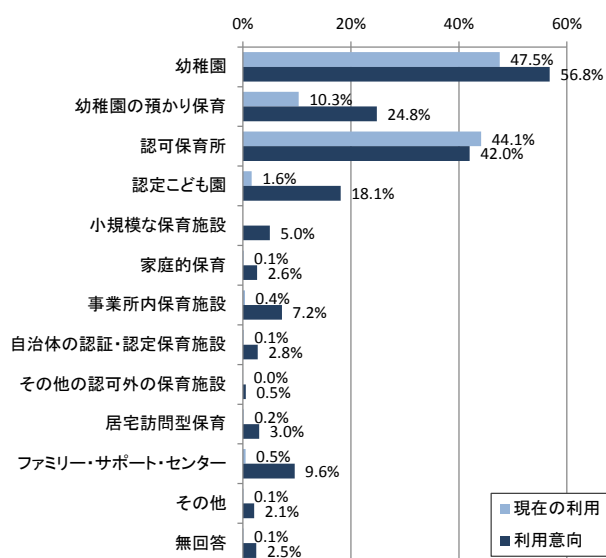


③平日の教育・保育の事業の利用意向

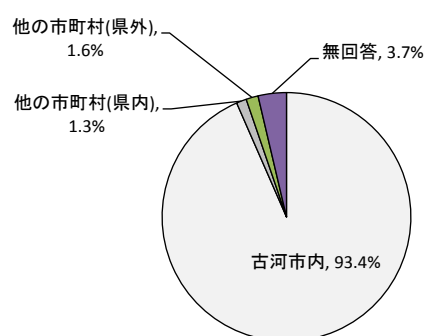
平日の教育・保育の事業の利用意向は、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が56.8%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が42.0%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が24.8%となっています。

利用したい教育・保育事業の場所については、「古河市内」の割合が93.4%と最も高く、「他の市町村（県内）」が1.3%、「他の市町村（県外）」が1.6%となっています。

事業の利用状況・利用意向



利用したい事業の実施場所



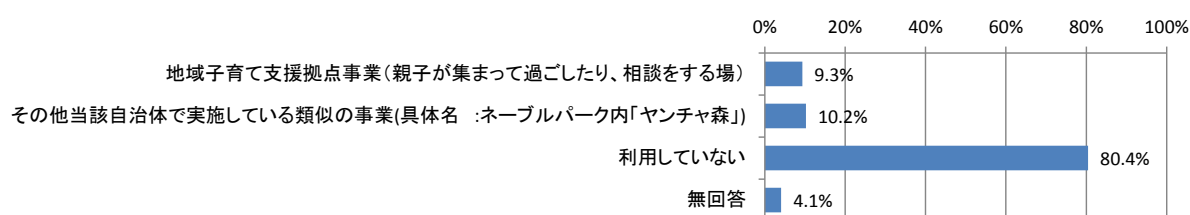
(3)地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」を利用している割合が9.3%に対し、「利用していない」が80.4%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用回数は、1週当たりでは「1回」の割合が33.8%と高く、1ヶ月当たりにおいても「1回～3回」の割合が46.5%と高くなっています。

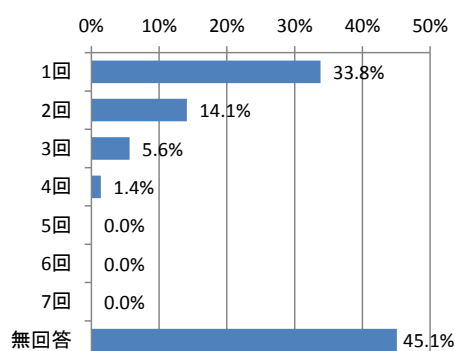
また、その他当該自治体で実施している類似の事業の利用は少なくなっています。

利用している事業(就学前)

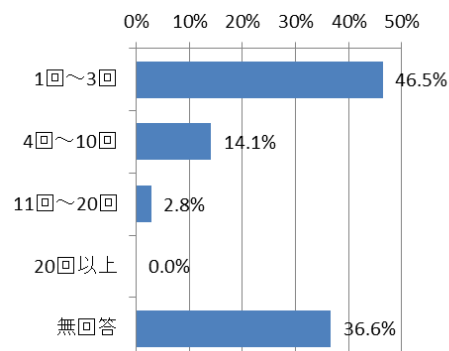


地域子育て支援拠点事業の利用状況(就学前)

1週当たり回数



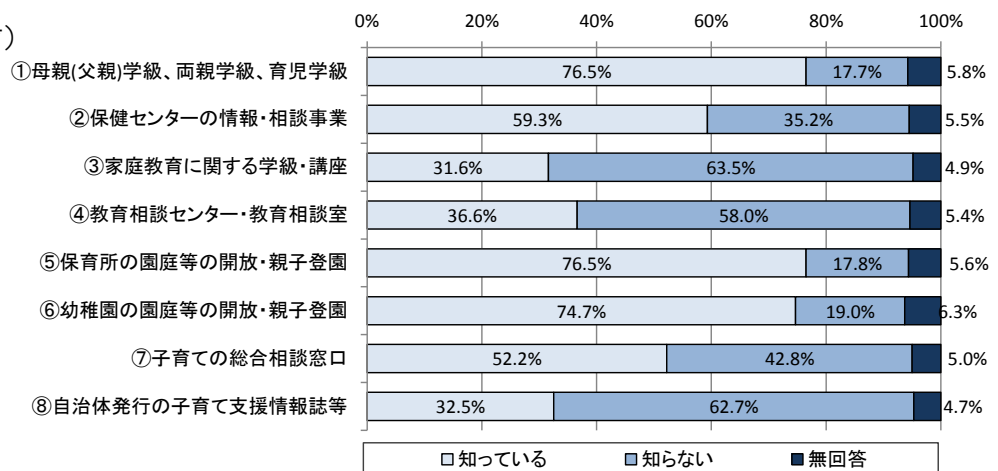
1ヶ月当たり回数



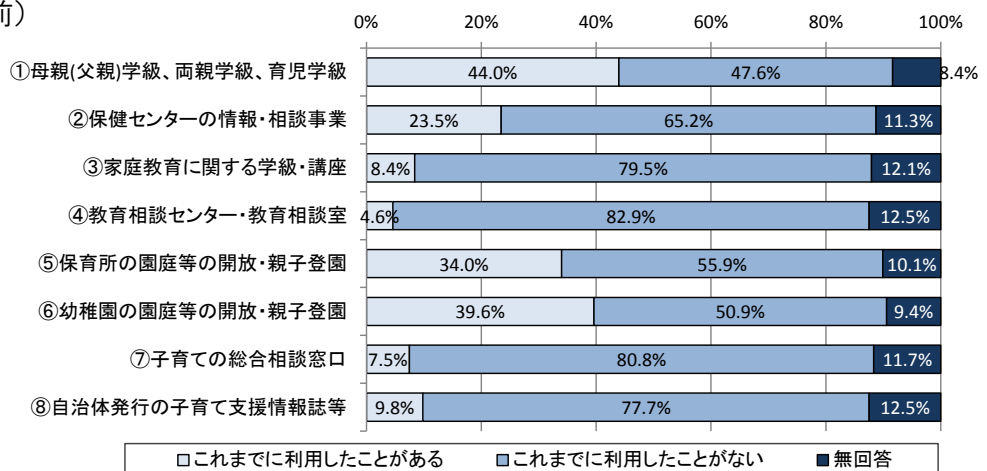
(4)事業の認知度・利用状況・利用希望

認知度は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級 (76.5%)」「保育所の園庭等の開放・親子登園 (76.5%)」「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (74.7%)」の割合がいずれも7割を超え高くなっています。利用度は、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級 (44.0%)」「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (39.6%)」の割合がいずれも高くなっています。利用意向は、「幼稚園の園庭等の開放・親子登園 (42.4%)」「子育ての総合相談窓口 (42.3%)」の割合が比較的高くなっています。また、「自治体発行の子育て支援情報誌等」は利用意向の割合が45.8%と高くなっています。

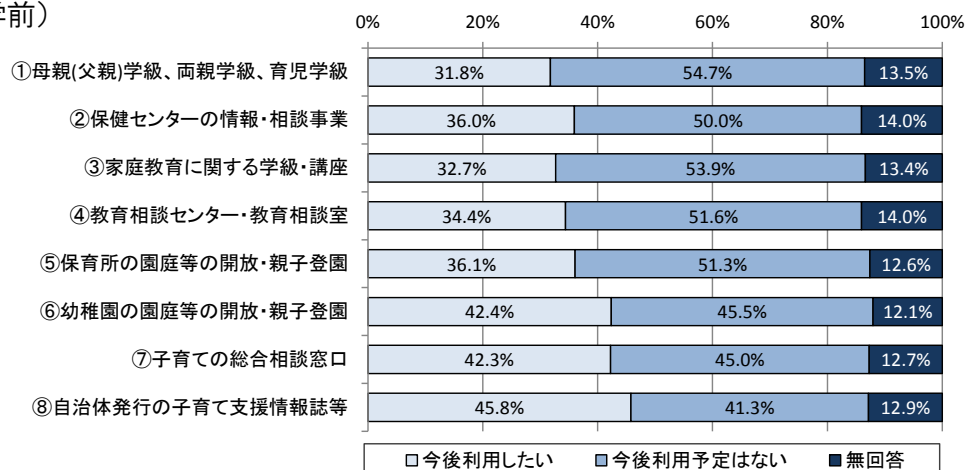
■認知度(就学前)



■利用度(就学前)



■利用意向(就学前)



(5) 子どもの病気やケガの際の対応

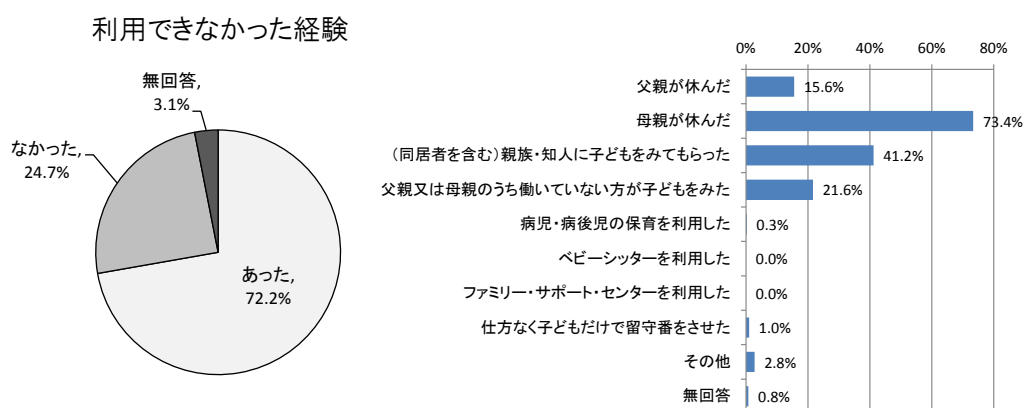
① 子どもの病気やケガで平日の教育・保育の事業が利用できなかった経験・対処方法

平日の定期的な教育・保育の事業の利用者のうち、子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験は、「あった」の割合が72.2%に対し、「なかった」が24.7%となっており、「あった」の割合が上回っています。

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」の割合が73.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が41.2%、「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」が21.6%となっています。

子どもの病気やケガで平日の教育・保育の事業が

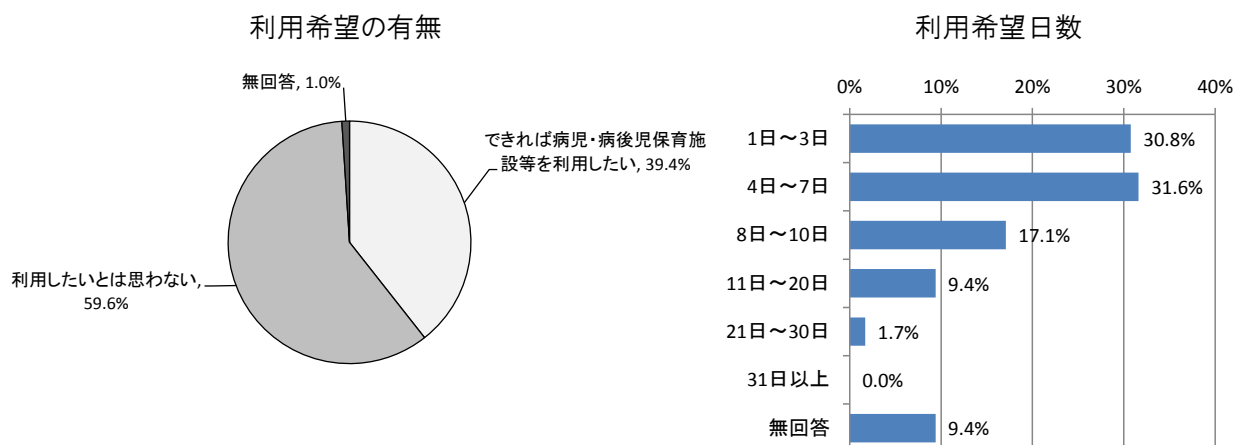
対処方法



② 病児・病後児のための保育施設等を利用希望

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、病児・病後児保育施設の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が39.4%に対し、「利用したいとは思わない」が59.6%となっています。

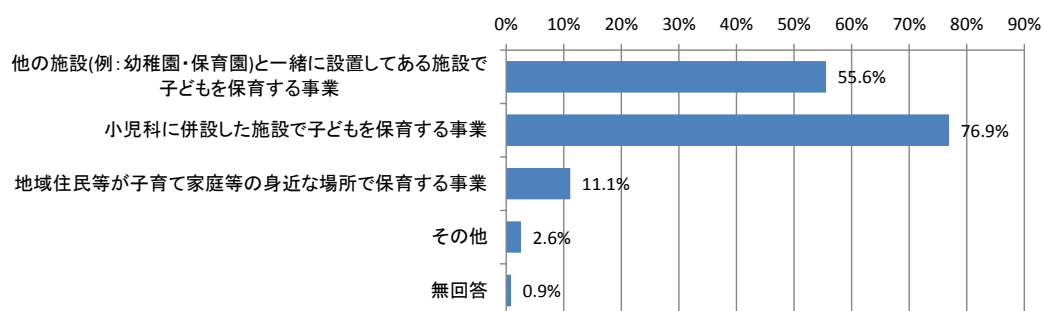
また、利用希望日数は、「4日～7日」の割合が31.6%と高くなっています。



③病児・病後児保育に子どもを預ける場合に望ましい事業形態

病児・病後児保育施設の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が76.9%と最も高く、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が55.6%と続いています。

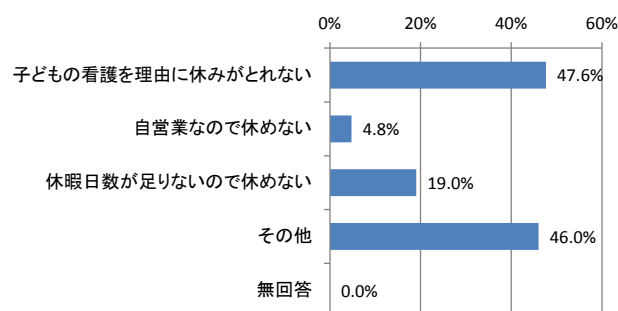
病児・病後児保育に子どもを預ける場合に望ましい事業形態(就学前)



④子どもの病気やケガの際に、父親や母親が休んで看ることは難しい理由

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったとき、父親や母親が休んで看ることは難しいと回答した理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が47.6%と高くなっています。

父親や母親が休んで看ることは難しい理由(就学前)

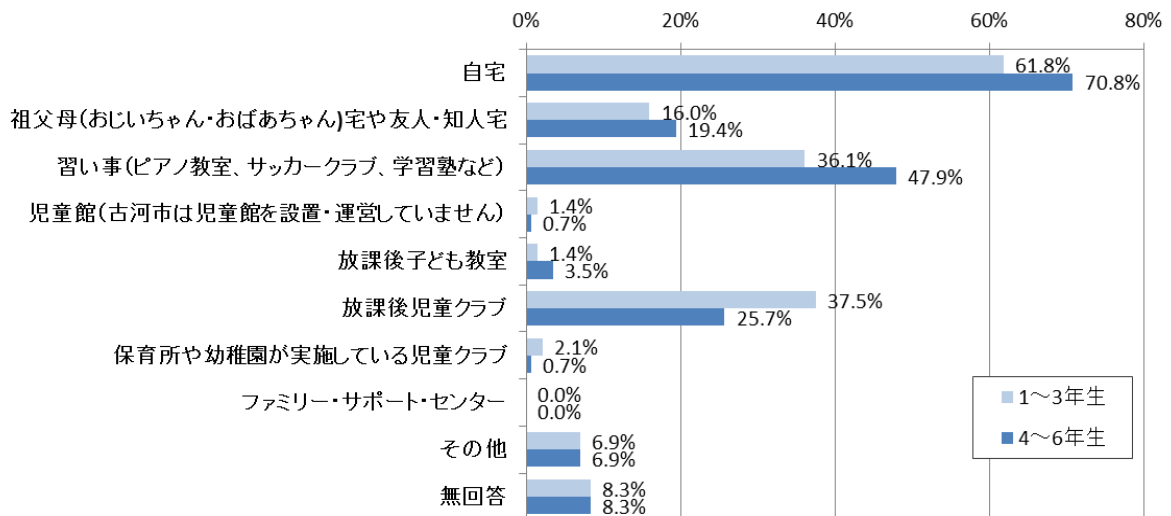


(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

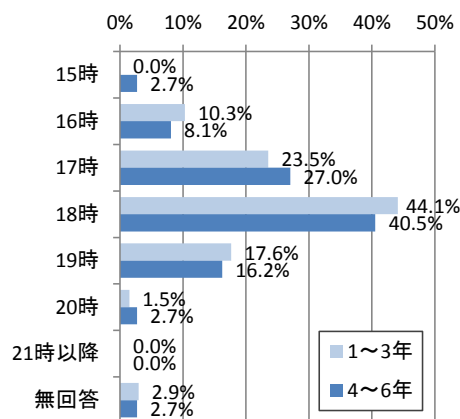
小学校低学年（１～３年生）のうちの希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が 61.8%と最も高く、「放課後児童クラブ〔学童保育〕（37.5%）」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）（36.1%）」の割合も比較的高くなっています。

小学校高学年（４～６年生）になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が 70.8%と高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合も 47.9%と高くなっています。また、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合は、１～３年生のときと比べ減少し 25.7%となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方(就学前・５歳以上)



放課後児童クラブ【学童保育】の利用希望時間(就学前・５歳以上)



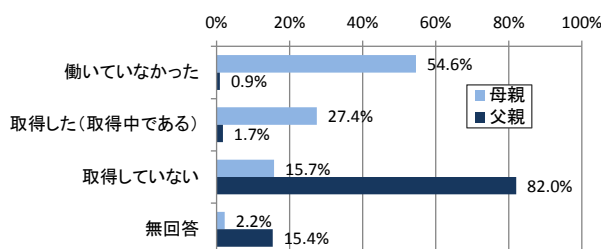
(7)職場の両立支援制度について

①育児休業の取得状況

子どもが生まれたときの育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」の割合は、「母親」が27.4%に対し、「父親」は1.7%と、父親の取得割合が低くなっています。

また、「働いていなかった」の割合は、「母親」が54.6%に対し、「父親」が0.9%となっています。

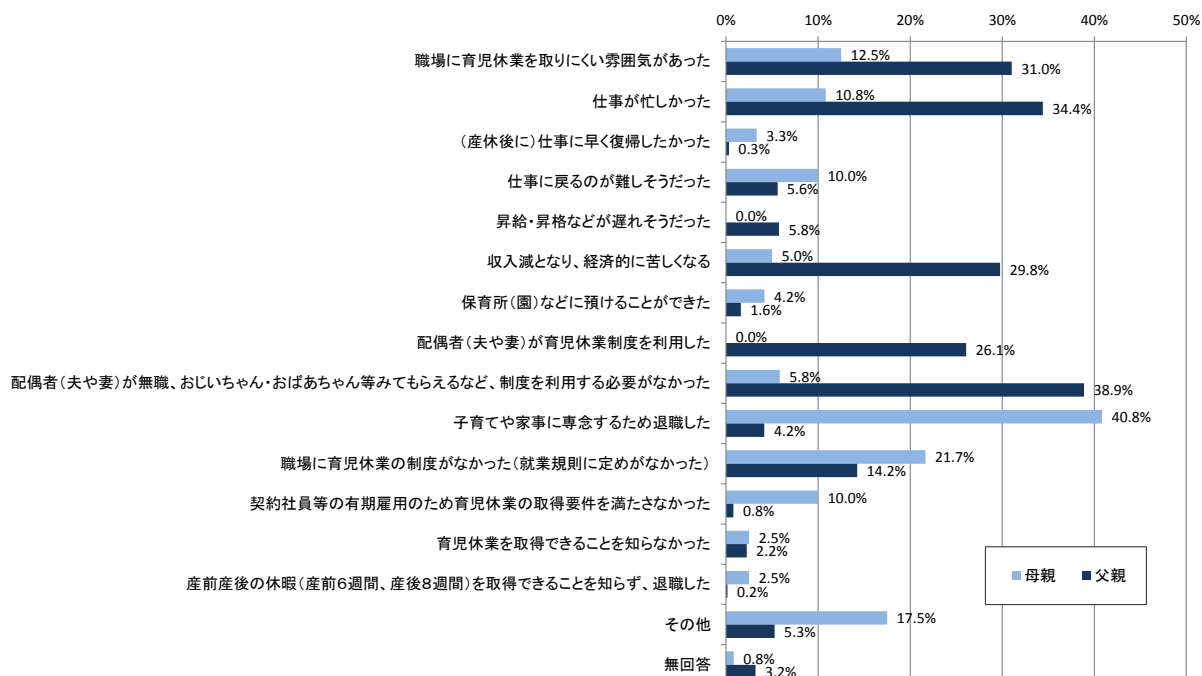
育児休業の取得状況(就学前)



②育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が40.8%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(34.4%)」「配偶者(夫や妻)が無職、おじいちゃん・おばあちゃん等みてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(38.9%)」の割合がそれぞれ3割を超え比較的高くなっています。

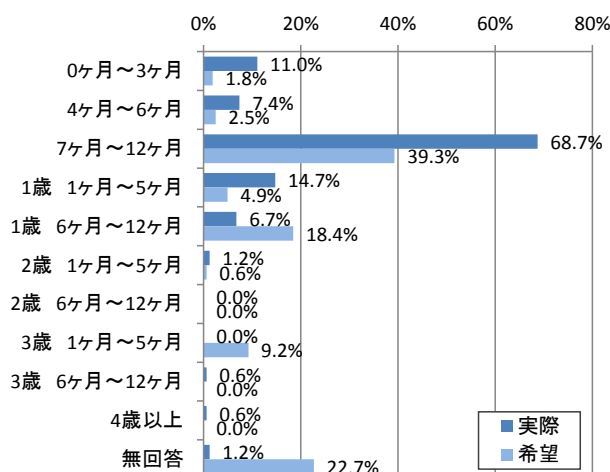
育児休業を取得していない理由(就学前)



③育児休業の取得期間(母親 実際・理想)

母親の育児休業からの職場復帰時期(子どもの年齢)は、「実際」では「7ヶ月～12ヶ月」の割合が68.7%、「希望」でも「7ヶ月～12ヶ月」の割合が39.3%と、それぞれ最も高くなっています。

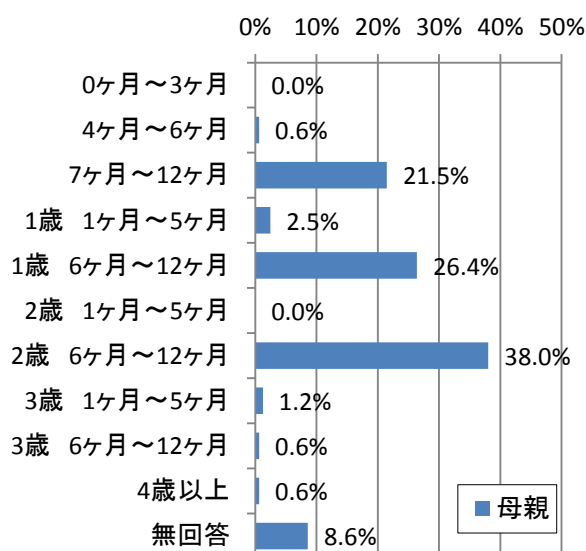
育児休業の取得期間(母親 実際・理想)(就学前)



④3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望(母親)

育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の職場復帰の希望時期(子どもの年齢)は、「母親」では「2歳6ヶ月～12ヶ月」の割合が38.0%で最も高くなっています。

3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望(母親)(就学前)



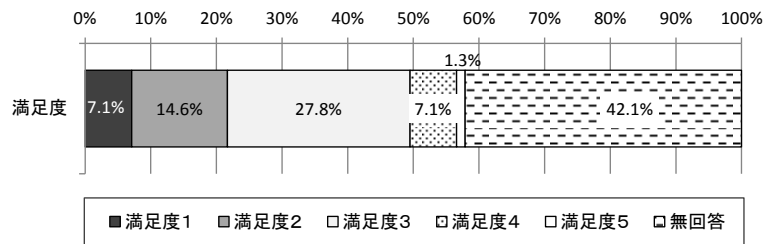
(8)地域における子育ての環境や支援への意見

①地域における子育ての環境や支援への満足度

住まいの地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足（「満足度4」と「満足度5」の合計）」の割合が8.4%に対し、「不満（「満足度1」と「満足度2」の合計）」が21.7%と、不満の割合が上回っています。

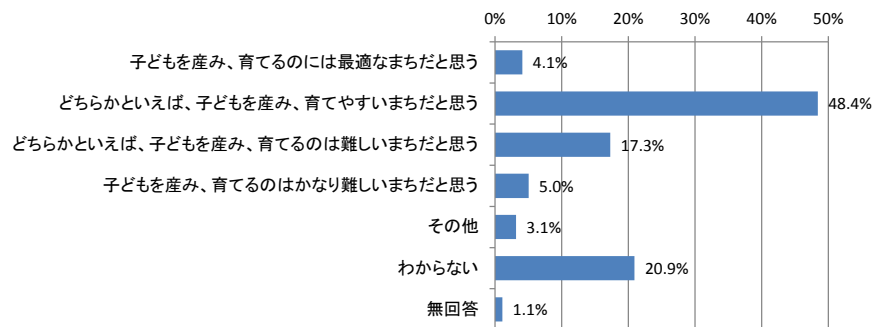
地域における子育ての環境や支援への意見（就学前・小学生）

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】（子育てしやすいまちだと思うか）

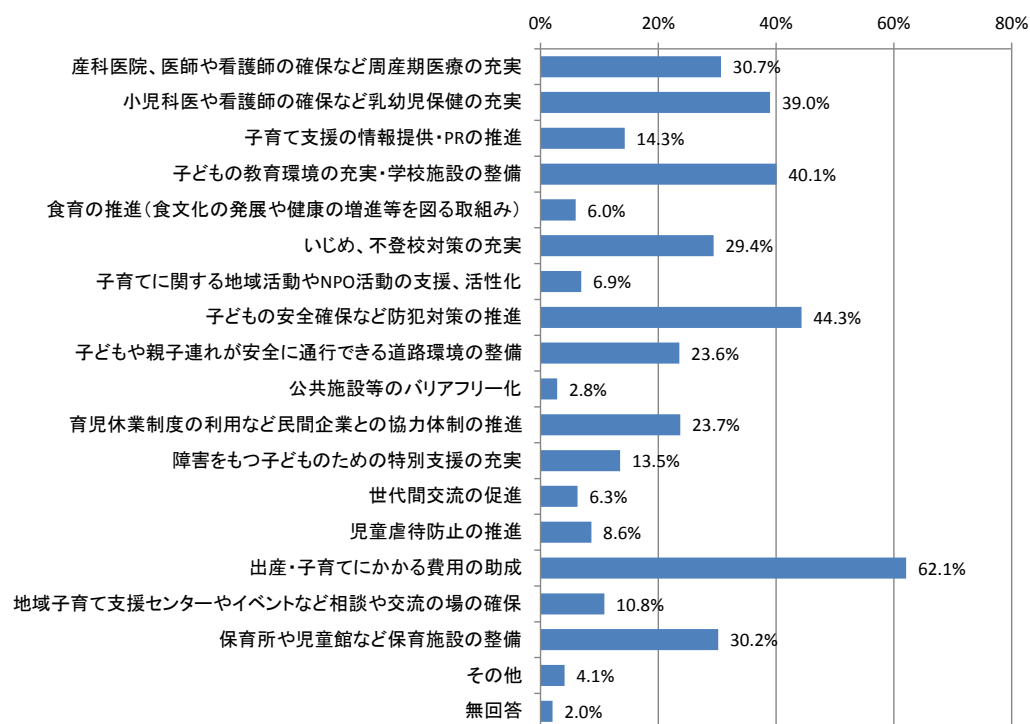
子育てのしやすさについて、古河市の現状を総合的に判断した場合、「子どもを産み、育てるのには最適なまちだと思う」4.1%と「どちらかといえば、子どもを産み、育てやすいまちだと思う」48.4%の合計が52.5%と、「どちらかといえば、子どもを産み、育てるのは難しいまちだと思う」17.3%と「子どもを産み、育てるのはかなり難しいまちだと思う」5.0%の合計が22.3%に対して、子育てしやすい割合が上回っています。



②子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思うこと

子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思われるのは「出産・子育てにかかる費用の助成」の割合が 62.1%と最も高く、次いで「子どもの安全確保など防犯対策の推進」が 44.3%となっています。

子育て支援のために、今後、重点的に取り組む必要があると思うこと(小学生)



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市では、これまで、すべての子どもが健やかに成長していくための環境づくりや、子どもを育てるすべての親と将来親になる世代が子育てをする喜びを実感し、安心してゆとりを持った子育てができる環境づくりを地域全体で推進していくことを目指して、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

本計画においては、市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

笑顔と未来 地域と共に すべての子どもが
健やかに育つまち「古河」

2 基本的視点

今後進めていく様々な施策については、これまで古河市における子どもの育ちや子育て支援を推進する上で継承されてきた普遍的な考え方に加え、「子ども・子育て支援法」における考え方を踏まえて実施していく必要があることから、次の3つを計画の視点として掲げます。

1 子どもの最善の利益を実現する視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幸せを第一に考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子どもの健全な育成のための支援や子育て支援の充実を図ります。

2 子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点

すべての子どもと子育て家庭のニーズに柔軟にきめ細かく対応できるように、各種保育サービスや子育て支援サービスの提供、子育てに関する各種相談や情報提供などを充実するとともに、ひとり親家庭や要保護児童など特に支援の必要な子どもや子育て家庭には個別のニーズに合わせた支援を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

3 地域全体で子ども・子育てを支援する視点

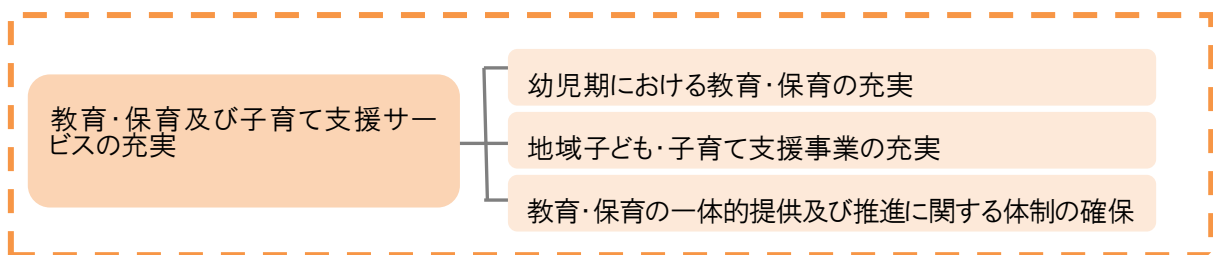
子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、家庭、地域、学校、行政など様々な機関がつねに連携を保ちつつ、相互の情報交換や子どもと子育てによりよい環境づくりに向けて協働で取り組むことが必要です。子どもを取り巻くすべてのことがらについて関係機関が一体となって取り組む協働体制により、実効性のある計画の推進を目指します。

3 基本目標・施策の体系

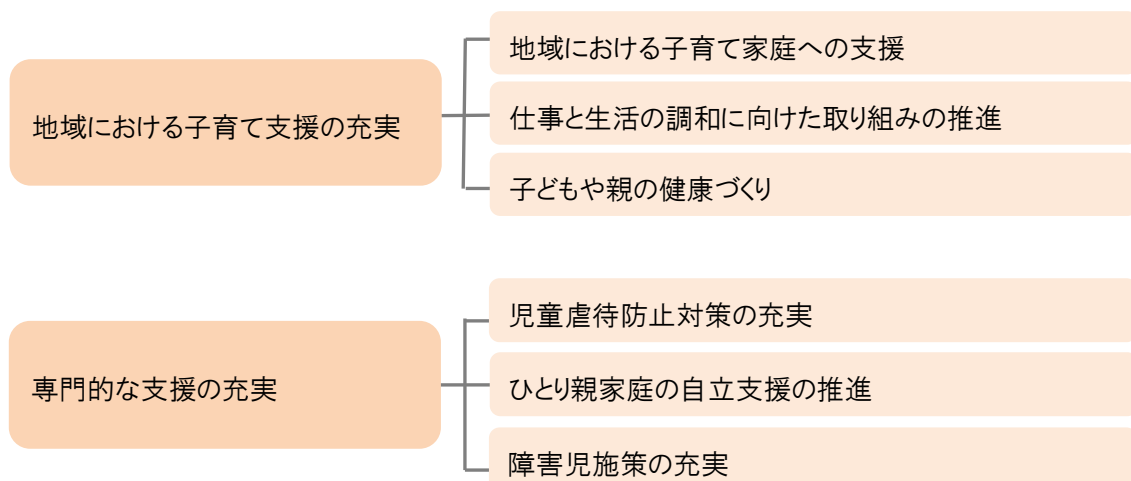
この計画の推進にあたっては、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、次の3つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

《基本目標》

《施策の方向》



【子ども・子育て支援事業計画】 の必須記載事業を含む



第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

基本指針に基づく教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

■ 目的および区域設定の考え方

地域特性を踏まえた区域設定を以下の条件を踏まえて設定します。

項目	内容
目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。
具体的な区域のイメージ	小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて設定。
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定。

資料：基本指針

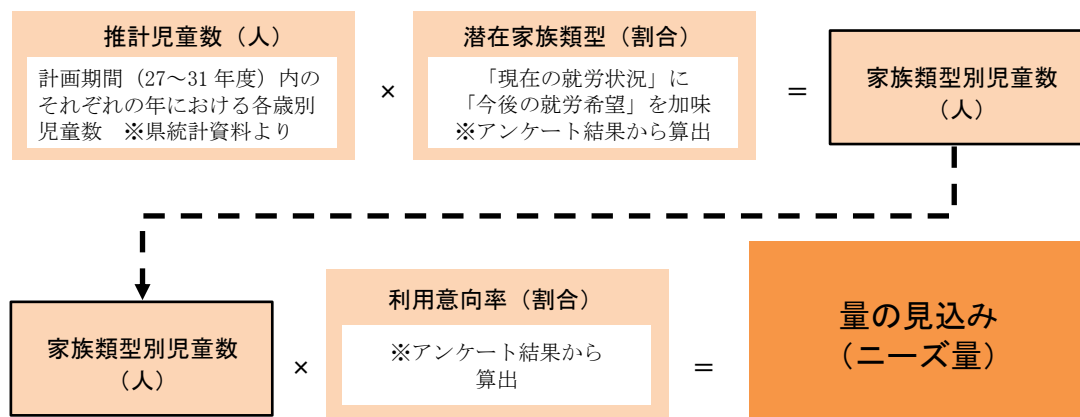


■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

項目	内容
各年度における教育・保育の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	1) 各年度における教育・保育の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（<u>量の見込み</u>） 2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（<u>確保内容および実施時期</u>）
各年度における地域子ども・子育て支援事業の <u>量の見込み</u> 並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の <u>確保の内容及びその実施時期</u>	1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。（<u>量の見込み</u>） 2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。（<u>確保内容および実施時期</u>）

資料：基本指針

■「量の見込み」の算出方法



※現在の利用状況から、「量の見込み」を補正している項目があります。

(2)教育・保育提供区域に求められること

○ニーズ量の確保

平成27年度から31年度までの年度ごとに、教育・保育施設型給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の区域ごとのニーズ量を算出し、確保方策を定めます。

○教育・保育施設の確認（利用定員の設定）

教育・保育施設の確認申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利

用定員を定めた上で確認します。

○教育・保育施設の認可（地域型保育事業）

地域型保育事業の認可申請について、設定した区域ごとの必要利用定員に応じて、利用定員を定めた上で認可します。

○市民の利用範囲

区域設定は区域内の市民の優先的な入所等を定めたり、区域外の市民の入所等を妨げたりするものではありません。

○事業ごとの区域設定

区域は、実態に応じて、提供する事業ごとに設定することができます。

(3)市の教育・保育提供区域の検討

地域区分の条件としては、地理的条件や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、各地域に保育園と幼稚園が1カ所以上立地するよう教育・保育提供区域に設定することが理想です。

区域数によるメリット・デメリットを見ると、区域数を多くし狭い範囲で事業を実施する場合、一つの区域では利用する定員が余っているにもかかわらず、別の区域では定員を超えてしまうということが考えられます。利用する市民にとっては、教育・保育提供区域によって利用できる施設が限定されることはありませんが、施設を提供する際の考え方としては、区域ごとの必要利用定員を設定することになるため、確保方策をどのようにとるかが課題となります。

一方、区域を少なくし広い範囲で事業を展開する場合、利用者にとって日常の利用に適しない施設を含めた提供体制になることも考えられます。

■区域数によるメリット・デメリットについて

	区域数が多い＝区域あたりの範囲が狭い	区域数が少ない＝区域あたりの範囲が広い
メリット	・利用者の居住区域に必要な事業・施設が整備され、利便性が高まる。 ・狭い区域で需給バランスを図るため、利用者の居宅近くにさまざまな施設・事業が整備される。	・一時的な需要の増減等に対して、広域で調整がしやすい。 ・仕事の都合など、居住地区以外の施設・事業のニーズへの需給を区域内で見込める。 ・区域内にさまざまな施設・事業などが存在し、利用者の選択の幅が広がる
デメリット	・区域内で需給バランスを取るため、隣接区域の状況に関わらず、区域内の整備が必要。 ・児童数の増減やさまざまなニーズの増減について、区域内では対応できない場合がある。	・距離が遠いため、事業によっては区域内での利用が困難な場合が発生する可能性がある。 ・区域内にバランスよく施設・事業が配置されない場合がある。

■古河市における教育・保育提供区域について

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

2 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

(1) 1号認定【3～5歳教育標準時間認定：幼稚園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方も含みます。

■量の見込みと確保方策

	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	2,215人	2,072人	2,021人	1,929人	1,889人	1,827人
② 確保方策 (認定子ども園、幼稚園)		2,099人	2,099人	2,099人	2,099人	2,099人
③ 過不足(②－①)		27人	78人	170人	210人	272人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(2) 2号認定【3～5歳保育認定：保育園・認定こども園】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分です。量の見込みには2号認定のうち、学校教育の利用希望が強いと想定される方は含みません。

■量の見込みと確保方策

	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1,174人	1,704人	1,662人	1,587人	1,553人	1,501人
② 確保方策 (保育園・認定こども園)		1,647人	1,647人	1,678人	1,678人	1,678人
③ 過不足(②－①)		▲57人	▲15人	91人	125人	177人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(3) 3号認定【0～2歳保育認定：保育園・地域型保育施設・認定こども園】

0～2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1～2歳児に分けて定めます。

■量の見込みと確保方策（全体）

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		1,258人	1,219人	1,175人	1,144人	1,112人	1,082人
② 確保 方策	総数		967人	986人	1,167人	1,167人	1,167人
	保育園・ 認定こども園		948人	948人	1,020人	1,020人	1,020人
	地域型保育 事業		19人	38人	147人	147人	147人
③ 過不足(②－①)			▲252人	▲189人	23人	55人	85人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

① 0歳児

■量の見込みと確保方策

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		260人	225人	218人	211人	204人	198人
② 確保 方策	総数		149人	154人	215人	215人	215人
	保育園・ 認定こども園		144人	144人	179人	179人	179人
	地域型保育 事業		5人	10人	36人	36人	36人
③ 過不足(②－①)			▲76人	▲64人	4人	11人	17人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

② 1～2歳児

■量の見込みと確保方策

		平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		998人	994人	957人	933人	908人	884人
② 確保 方策	総数		818人	832人	952人	952人	952人
	保育園・ 認定こども園		804人	804人	841人	841人	841人
	地域型保育 事業		14人	28人	111人	111人	111人
③ 過不足(②－①)			▲176人	▲125人	19人	44人	68人

(注1) 確保方策の数値は定員数。

【確保方策の内容】

<平成 27 年度>

- 私立幼稚園 8 園の幼保連携型認定こども園への移行が予定されています。
- 私立幼稚園 3 園の幼稚園型認定こども園への移行が予定されています。
- 小規模型保育事業の新設が予定されています。
- 公立保育所 3 園の認可定員について、各 10 名の増員が予定されています。
- 私立保育園 2 園の認可定員について、各 10 名の増員が予定されています。

<平成 28 年度>

- 小規模型保育事業の新設を図ります。

<平成 29 年度>

- 公立保育所の認可定員増を図ります。
- 私立保育園の認可定員増を図ります。
- 小規模型保育事業の新設を図ります。
- 事業所内保育事業の新設を図ります。

<平成 30 年度以降>

- 量の見込みに応じて、定員増等の対応を図ります。



3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期など

①利用者支援事業【新規事業】

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

※事業内容の事例については、用語解説をご覧ください。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (窓口設置数)		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 (窓口設置数)		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

事業実施の方向性については、今後、検討を重ねて作成していきます。

②時間外保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	836 人	387 人	376 人	363 人	354 人	344 人
②確保方策		850 人	850 人	850 人	850 人	850 人
③過不足 (②－①)		463 人	474 人	487 人	496 人	506 人
状 況		充 足	充 足	充 足	充 足	充 足

※量の見込みはニーズ調査の数字をそのまま使用（補正なし）

※26 年度の実人数見込（＝836 人）であり、850 人を確保方策として見込む。

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	必要利用 定員総数	1,222人	1,410人	1,405人	1,399人	1,362人	1,333人
	低学年	1,076人	1,221人	1,225人	1,225人	1,186人	1,157人
	高学年	146人	189人	180人	174人	176人	176人
確保方策	②定員		1,375人	1,461人	1,471人	1,509人	1,547人
	施設数		33か所	36か所	37か所	38か所	39か所
③不足(②－①)			▲35人	56人	72人	147人	214人
状 況			不 足	充 足	充 足	充 足	充 足

放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成することを目的に、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全にすごし、多様な体験及び活動を行う居場所づくりを進める事業です。

【一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量】

平成 31 年度までに、余裕教室の状況を考慮しながら、10ヶ所整備することを目指します。

【放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画】

市では、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を進めます。また、放課後児童クラブとの連携による実施を検討します。

④子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
②確保方策	ショートステイ・ トワイライトステイ		2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③過不足(②－①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状 況			充 足	充 足	充 足	充 足	充 足

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	1,053 人	1,004 人	979 人	952 人	928 人	904 人
確保方策	実施機関：市保健師、看護師（臨時職員）、 助産師（委託）、健康づくり協力員					



⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	養育支援訪問	16 人	15 人	15 人	14 人	14 人	13 人
②確保方策		実施機関：市保健師					

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後整備をするにあたり、訪れやすさを考慮し、親子にとって身近な地域の拠点となるよう、充実していく必要があります。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		13,149人回	10,399人回	9,960人回	9,974人回	9,660人回	9,498人回
②確保方策		7 か所	8か所	10か所	10か所	10か所	10か所

■市内の地域子育て支援拠点一覧（平成 26 年 12 月現在）

施設名	住 所
古河市立第三保育所 地域子育て支援センター	古河市中田 1619
古河市立第四保育所 地域子育て支援センター	古河市新久田 245-5
子育て支援センターわんぱく	古河市水海 2356（白梅保育園内）
子育て支援センターこばと	古河市磯部 1648-1（こばと保育園内）
子育て支援センターあさひ	古河市旭町 2-9-39（あさひ保育園内）
子育て支援センターげんきっず	古河市諸川 1779-3（諸川保育園内）
ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」	古河市駒羽根 620（ネーブルパーク内）

⑧一時預かり事業

【幼稚園における預かり保育】

幼稚園の在園児（１号認定）を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	教育ニーズ	7,810人日	1,228人日	1,198人日	1,143人日	1,118人日	1,083人日
	保育ニーズ		5,455人日	5,323人日	5,080人日	4,973人日	4,808人日
②確保方策	認定こども園・幼稚園		6,800人日	6,800人日	6,800人日	6,800人日	6,800人日
	実施箇所数		19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
④ 不足(②－①)			117人日	279人日	577人日	709人日	909人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

【幼稚園在園児以外の預かり保育】

○一時保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園等で、一時的に預かる事業です。

○ファミリー・サポート・センターによる一時預かり

子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(人日)		8,967 人日	7,708 人日	7,461 人日	7,270 人日	7,084 人日	6,899 人日
②確保方策 (人日)	保育園等		6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日	6,800 人日
	実施箇所数		10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	ファミリー・サポート・センター		3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日	3,800 人日
	実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
③過不足(②－①)			2,892 人日	3,139 人日	3,330 人日	3,516 人日	3,701 人日
状 況			充足	充足	充足	充足	充足

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

■量の見込みと確保方策

		平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		87 人日	87 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
②確保方策	病児施設		87 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
	実施箇所数		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	病後児施設		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	実施箇所数		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
③過不足(②－①)			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
状況			充足	充足	充足	充足	充足

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学児のみ)

子育ての援助を受けたい市民(利用会員)と子育ての援助を行いたい市民(協力会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

本市では、児童クラブが充実しており、ニーズを掴んでいないため、見込量を 0 とします。なお、現在の事業は一時預かりのみです。

⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

	平成 25 年度 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,222 人回	11,708 人回	11,408 人回	11,097 人回	10,818 人回	10,540 人回
②確保方策	実施場所：受診医療機関他					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

支給認定を受けた保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設*等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

※【特定教育・保育施設】

市町村長が施設型給付の対象となる「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

市では、国の動向に応じて必要な助成等を検討・実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市では、子育て家庭の動向や参入事業者の状況に応じて調査研究等を実施します。

⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るために、調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講やネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催を行うほか、ネットワーク関係機関の連携強化を行う事業です。

市では、必要に応じて地域の実情に即した事業を実施します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

（1）認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。本市では、このような新制度の主旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。特に0～2歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されることから、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

また、新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど、私立幼稚園や認定こども園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

（2）質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもにとって発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、私立保育所等の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

（3）認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校との連携が不可欠です。すべての子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校との情報交換や、小学校の入学前相互訪問など教育・保育施設等と小学校との連携を推進していきます。

5 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て家庭への支援

① 幼児期における教育・保育の充実

教育・保育を必要とする子どもと保護者のニーズに応えるため、教育・保育サービスの提供体制を整え、質・量ともに需要に対応します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
保育所の整備	入所児童の安全性の向上及び入所定員の拡充を目的として、市内公立・私立保育所（園）を対象に、老朽化した施設等の改築更新等を行います。	子育て対策課
0・1・2保育ルームの実施	市が0・1・2保育ルームとして認定した保育施設等において、3歳未満の乳幼児を保育し、年齢等の条件によって補助を行います。	子育て対策課
私立保育園運営事業	保育園としての機能維持及び乳幼児児童に対する保育と福祉の向上を図るため、保育に直接必要な人件費や事務費及び保育園の維持管理費並びに保育に間接的に必要な管理費など、保育園運営費を支弁し、保育園の適正な運営と乳幼児児童に対する福祉の向上に努めます。	子育て対策課
保育事業の推進	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保護することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所での保護を実施します。母親の就労等の増加により、保育所入所希望人数は年々増加傾向にあるため、保育所の定員の増員を検討し、保育を必要とする児童の受入れ拡大を推進していきます。	子育て対策課
保育サービスの質の向上	保育業務の目標及び基準を定め、業務を改善しながら保育サービスの質の向上を図ります。また、定期的にアンケート調査を行い、満足度の向上に努めます。	子育て対策課

②子育て支援サービスの充実

地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
延長保育事業の推進	保育所の通常保育時間（11 時間）外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を行います。	子育て対策課
病児・病後児保育事業の推進	疾病時や疾病回復期にある概ね 10 歳未満の児童で、保護者の労働やその他の理由により家庭での保育に支障がある者について、適当な設備を備える施設等により保育を行います。保育所やその他の施設、病院又は診療所、民間施設との連携を活用して実施します。	子育て対策課
一時預かり事業の推進	仕事や急病、私的理由により家庭で保育できなくなったときに指定保育所で保育します。	子育て対策課
妊婦一般健康診査 (医療機関)	妊娠届出時や転入時に妊婦健康診査受診票を交布し、公費負担の受診票により、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。委託医療機関で 14 回までの妊婦健診を受けることができます。	健康づくり課
家庭訪問支援事業 (妊婦・乳児・幼児)	家庭訪問により、妊産婦・乳幼児等の健康相談、情報提供を行い、健康の保持増進を図ります。	健康づくり課
休日保育の充実	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等においても保育を必要とする保護者の需要に十分に対応できるように実施します。	子育て対策課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育及び育児に関する多様な需要に対応することを目的として、会員同士による相互支援サービスの事業を充実します。	子育て対策課

③就学児童に関する支援の充実

保護者の仕事と子育ての両立支援及び児童の健全な育成を支援するために、放課後児童クラブの充実を図るとともに、児童が安全な環境で安心して遊び、生活することができる環境を守るために、児童クラブ等の整備、安全、防犯対策を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
放課後児童クラブの充実	昼間、家庭に保護者がいない児童が、放課後安心して生活できる環境を確保し、健全な育成を図ります。	子育て対策課
放課後児童クラブの整備	老朽化した施設の改築や学校施設等の有効利用を図りつつ、増加する入会希望児童数に対応するために適正な定員を確保できる施設の充実を図ります。	子育て対策課
児童クラブの防犯・防災対策の推進	放課後児童の遊びや生活の場を提供する安全・安心な施設として、防犯対策、不審者対策を図ります。	子育て対策課

④子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

子育て家庭が必要とする情報が取得しやすいよう情報の一元化を進め、情報誌やホームページなどを充実させ効率的な情報提供を図るとともに、子育てについての相談、助言その他の援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。また、地域の親子の交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進など、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
子育てガイドブックの作成	ガイドブックを作成し、子育てに関するあらゆる情報提供を行います。また、認可保育所、認定こども園、幼稚園など子育て支援施設のガイドブックを作成し、ホームページに掲載します。	子育て対策課
インターネットによる情報提供の充実	子育て支援情報をホームページに掲載し、情報提供を行います。内容の充実と使いやすいホームページの作成に努めます。	子育て対策課
古河市子育て応援サイト「ママフレ」	市ホームページトップに子育て応援サイト「ママフレ」の外部リンクを張り、古河市の子育てに関する情報を提供し、子育て支援を推進します。	子育て対策課

施策・事業名	概 要	所管課等
子育て広場	子育て中の親や子どもが気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換を行う場をつくります。	子育て対策課
ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」	子育て親子の交流及び語り合いの場の提供。 子育て中の悩みや不安についての相談・子育てに関する情報の提供。	子育て対策課
子育て自主グループの育成	子育ての孤立化の解消や情報交換等の場所など、重要な役割を果たす自主グループの育成支援を行います。	子育て対策課
母親クラブ等の推進	地域における児童の健全育成のため、地域活動を行う母親クラブの子育て支援事業を推進します。	子育て対策課
地域子育て支援センター事業の充実	在宅で子育て中の親子の情報交換やふれあいの場を提供し、併せて保護者の子育ての不安や悩みの相談業務も実施します。今後、利用状況や要望等を踏まえ、施設設置や事業の充実を図っていきます。	子育て対策課
子育て学習講座の充実	子育ての学習をするとともに講座を通して保護者同士の交流を図ります。主に乳幼児の子どもがいる保護者同士が、日頃の子育てについて楽しみながら一緒に考える「参加型学習会」を多く取り入れて行います。	生涯学習課
家庭教育学級の充実	親としての責任や子どもの対応等を同じ学級の保護者と考えることで、心豊かな家庭のあり方について考える機会を提供します。地域によって家庭教育学級に対する考え方の違いがあるため、情報交換会や推進委員交流会を充実させます。	生涯学習課
子ども週末活動支援事業(エンジョイサタデー)	土曜日等の週末を中心に、学校や公共施設・公園等に子どもが安全かつ安心に活動できる居場所（活動拠点）を設け、地域の大人やPTA、老人会等の支援者の協力のもとで、スポーツ活動や文化活動、奉仕活動などの様々な体験活動を通して地域住民との交流活動を行います。	生涯学習課
幼児と小学校児童との交流	年齢の異なる児童との交流を通して豊かな感性や好奇心、思考力を養うため、保育所と小学校との相互理解や連携を促進します。	子育て対策課
世代間交流事業の推進	核家族が増える中で地域とのつながりを密にした世代を超えての交流を促進するため、保育所入所児童が老人福祉施設慰問等をし、交流を図ります。	子育て対策課

(2)仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進

①働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境の整備に努めるとともにワーク・ライフ・バランスに関する事業所、市民、子育て家庭への意識啓発や両立支援を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
講演会・セミナー等の開催及び広報	男女共同参画に関する意識啓発を進めるためにセミナーや講演会を開催します。	人権男女共同参画室
働き方の見直しに関する啓発	県が実施している仕事と家庭の両立応援事業や、子育て中の就職活動に対しての支援事業のPRパンフレット等により、サービス窓口の情報提供を行います。	商工政策課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	子育てをしている保護者が安心して仕事ができるよう、県などの関係機関と連携を図り、仕事と子育ての両立のための情報提供などを行います。	子育て対策課



②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
仕事と育児・介護の両立の支援	県が実施する「子育てママ再就職支援事業」やハローワーク古河のマザーズコーナー等のPRパンフレットにより、子育て中の就職活動を支援するサービス窓口の情報提供を行います。	商工政策課
産休明け保育の推進	出産後の養育者の就労と子育て両立支援のため、産休明け保育の実施を充実します。出産後の保育所入所については、保護者のニーズに答えるため、柔軟な対応をし、就労と子育ての両立を支援していきます。	子育て対策課
事業所内保育施設の推進	保育需要が増加傾向にあることから、多様なニーズに対応できるよう、事業所内での保育施設の推進を図ります。また、適正な運営を図るための指導監査業務を充実していきます。	子育て対策課
事業所等における育児休業制度の導入の促進	労働時間の短縮を図るとともに、事業所等と協力して育児休業を取得しやすい環境づくりや男性の育児取得のPRを図ります。	人権男女共同参画室 商工政策課

(3)子どもや親の健康づくり

①子どもや親の健康の確保

母子保健サービスの充実や妊娠から出産にかかわる医療の充実など親子に関する健康支援の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
母子健康手帳の交付	市内に住所を有し、かつ妊娠届出をした者に対し、妊娠・出産及び育児に関する母子の一貫した健康記録であるとともに、妊産婦、乳幼児に関する行政・保健・育児情報を提供する手帳を交付します。	健康づくり課

施策・事業名	概 要	所管課等
予防接種	「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上を図ります。接種状況を把握しながら接種率の向上を図っていきます。	健康づくり課
乳幼児健康診査	発育や発達状況を確認し、疾病を早期発見することで、適切な指導・早期治療につなげ、乳幼児の健康保持や推進を図ります。	健康づくり課
乳児一般健康診査 受診券の交付	市内に住所を有し、受診票交付申請書を提出した者に対し、委託医療機関で9～11 か月の乳児健康診査を公費負担で受診できる受診票を交付します。	健康づくり課
妊産婦健康相談	妊娠時期を健康に過ごし、安心して出産・育児に臨むことができるようにすることを目的として、保健師や栄養士が、妊産婦の妊娠・出産・育児に関する相談や健康全般についての相談に応じます。	健康づくり課
マタニティスクール	妊娠・出産を安心して迎え、産後の育児に役立つ準備教育をするとともに母親同士の親睦を深め、交友関係の礎とするために、妊婦を対象とした栄養や育児、出産に関する教室を実施します。	健康づくり課
いちごクラブ	マタニティスクールを受講した母と子を対象として、楽しい育児ができるよう母親同士の交流を図り、育児不安を軽減する機会を提供します。	健康づくり課
乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者を対象として、安心して育児ができるよう身体計測、育児相談、栄養相談などを行い、すこやかな発育・発達を促します。	健康づくり課
両親学級	妊娠届出をした夫婦を対象として、沐浴実習・妊婦体験等を行い、生命が宿った時から、子どもを産み育てるための家庭の中での父親の役割について考える機会をもつとともに、夫婦の絆を強め共に子育てをするという認識を高めます。	健康づくり課
健康づくり協力員事業	子育ての経験等を活かした健康づくり協力員による、気軽に話せる身近な相談者として育児に関する情報提供を行います。	健康づくり課
産前産後サポート事業	産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるよう、産前からの母子への心身のケアや育児のサポートを実施し、負担の軽減を図ります。	健康づくり課

②食育の推進

親に対して乳幼児から学齢期まで発達段階に応じた講座など学習機会を提供するなど、食育を推進します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
保育所給食の充実	保育所調理師による献立会議を開催し、栄養計算等により給食の充実を図ります。衛生面に配慮し、さらに子どもたちの喜ぶおいしい給食を提供して行けるように努めます。保護者参加による試食会や給食見本の提示など、保育所での食育指導を工夫していきます。	子育て対策課
就学時健診・食育講話	朝食欠食、肥満傾向の増加、生活習慣病の低年齢化や家族と食卓を囲む機会の減少による心のゆがみなど子どもの食生活の乱れの改善に向けて、就学前の保護者を対象に、食育講話を実施します。現代の食生活の特徴やおやつ糖分などについて媒体を使用し、実施します。	健康づくり課
妊娠期の食育	妊娠中に妊婦自身の食生活を見直し、健やかに妊娠期から産後を過ごせるように、マタニティスクールで貧血予防の食事やバランスの良い食事の摂り方についての講話を実施します。	健康づくり課
乳児期の食育	離乳時期の乳児と保護者に対して、離乳食教室で離乳食を進める際の注意点や月齢に応じた離乳食の与え方についての講話と個別相談を実施します。	健康づくり課



③医療体制の充実

地域で安心してかかれる医療機関の充実や休日・急患などに対応する小児救急医療体制の確保など小児医療の充実に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
小児救急医療輪番制事業	休日や夜間における小児救急患者に対応するため、西南地方広域市町村圏の病院群が輪番制で小児科医等を配置し、救急医療を通年で実施します。	健康づくり課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため治療費の一部助成を実施します。	健康づくり課
医療機関との連携	古河医師会など関係機関と連携を図りながら、不足している産科や小児科の充実に努めます。	健康づくり課

④思春期保健対策の充実

思春期の心身の健康を守るために、専門医や保健師による相談及び薬物乱用防止活動の充実を図ります。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
心の相談	心の悩み、対人関係がうまくいかない、ひきこもり、アルコール依存などの心の健康相談を月1回、専門医、保健師により実施します。相談は、電話での受付のほか、必要に応じて面接、訪問により実施します。	健康づくり課
薬物乱用防止活動の充実	薬物乱用防止に関する情報提供、啓発を行うほか、市内の小中学校すべてにおいて、薬物乱用防止教育を実施します。	指導課 健康づくり課

6 専門的な支援の充実

(1)障害児支援の充実

教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業等において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。また、障害児の早期発見・早期療育、発達障害児および発達障害の疑いのある方への発達年齢に応じた切れ目のない相談支援を実施します。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
障害児保育事業の充実	集団保育可能な発達の遅れのある児童を受け入れる保育事業であり、今後のさらなる充実を図ります。	子育て対策課
障害児に対する手当の支給	福祉の向上を目的として重度の障がいのある児童を養育している方に対し、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの手当を支給します。	障がい福祉課
重度障害児支援事業	障害等の日常生活がより円滑に行われるため、経済的負担を軽減し社会生活の促進と福祉の向上を図ることを目的として、重度障害児に対し、日常生活用具の給付や住宅改修費用の一部助成、歯科治療施設通院にかかる費用の助成、福祉タクシー利用料金の助成を行います。	障がい福祉課
特別支援教育の充実	幼稚園、保育園（所）、小中学校の保護者が小中学校の特別支援学級への入級を希望した場合、就学相談や教育相談を行い、教育支援委員会の判定を受け、特別支援学級に入級し支援を行います。また、特別支援教育講演会や巡回相談を行い、特別な配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。	指導課
就学前児童を対象とした就学指導相談	就学前の特別な配慮を要する未就学児に対する就学相談に努め、その対応の仕方について指導助言を行います。また学校、保育所（園）、幼稚園、関係機関との連携を強化していきます。	指導課
障害児デイサービス事業	障害児に対し通園により日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課

施策・事業名	概 要	所管課等
障害児短期入所事業(ショートステイ)	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある児童を障害者支援施設等で短期間保護し、入浴、排せつ、食事ほか、必要な介護を行います。緊急時だけでなく、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担います。	障がい福祉課
障害児の児童クラブへの受入れ	集団保育可能な発達の遅れのある児童の受入れを図ります。保護者会運営の児童クラブについても受入れを推進します。	子育て対策課
特別支援教育推進事業の充実	障害のある児童生徒の在籍する市内の小中学校からの配置要請に基づき、教育委員会で調査検討を行い、配置が適当と認めた学校に特別支援教育支援員を配置します。	指導課
相談支援の充実	市内の相談支援事業所に相談業務を委託し夜間・休日を含めた緊急時にも対応できる相談窓口を開設し、障害児の相談支援体制の充実・強化を図ります。また、地域の相談支援のネットワークを構築するために、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと身近な地域の相談窓口としての役割を担う地域相談支援センターにおいて、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課
障害児デイステイ事業	在宅の障害児等を介護している家族等が、緊急的又は一時的に家庭での介護が困難になった場合に、当該障害児等を古河市古河福祉の森総合会館において預り、必要な身の回りの世話、援助等を提供します。	障がい福祉課
障害児医療訓練事業の充実	障害を持つ子どもに対して専門職による訓練を提供します。	福祉の森診療所
発達相談	乳幼児健診や各種相談等において発達の遅れや偏りが疑われる乳幼児に対して、早期に療育や医療、適切な育児が行われるよう専門スタッフ（作業療法士、言語療法士、理学療法士、心理相談員、保健師等）による指導・相談、育児支援を行います。	健康づくり課
児童発達支援センターぐるんぱ	地域の療育の中核として、発達に偏りのある児童に対しての療育の充実、関係機関の連携及び質の向上を図ります。	健康づくり課

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談、子育て・生活支援、経済的支援を推進していきます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
高等職業訓練 促進給付金	母子・父子家庭の自立の促進を図るため、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進します。	子育て応援課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母等に対し、生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
母子父子家庭医療 福祉費支給制度	18 歳まで子どもを養育しているひとり親の母または父及びその子どもに対し、医療費の自己負担金を助成する制度です。	国保年金課



(3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など関係機関との連携強化に努めます。

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
通告・相談等による児童虐待の早期発見と対応	あらゆる機会を利用して児童虐待の早期発見と早期通告を呼びかけるとともに、虐待通告に際しては、専門相談員を配置し、早期の対応に努めます。また、関係機関からの情報を集約し、有事の際は迅速な対応ができるような連携・連絡体制を構築します。	福祉総務課
児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待に対応する組織として「古河市虐待DV対策地域協議会」を設置・運営し、さまざまな会議などを通じて関係機関との連携及び情報の共有に努めます。また、虐待等の防止を目的とした広報・啓発活動を行うほか、研修会や講演会を実施します。	福祉総務課
配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じ、緊急的に避難が必要な女性、母子を一時保護し、現状打開もしくは自立を支援します。また、平成23年度策定のDV対策基本計画に基づき、さらなる支援体制の強化を図り、DV被害者の救済を実現します。母子生活支援施設、助産施設の入所利用により、施設での女性（児童）保護を実施します。	福祉総務課
養育支援家庭訪問事業	養育支援を必要とする家庭に訪問し、具体的な養育に関する指導・助言を行い、養育上の問題の解決・軽減を図ります。	健康づくり課
家庭児童相談の充実	子どもと子どもを取り巻く環境の中で起こるさまざまな問題に対し、職員と相談員が専門的な立場から相談に応じます。	福祉総務課
教員に対する児童虐待等の研修	外部講師による研修の他に、各研修会や訪問指導で虐待に関する事項にも触れ、研修を進めます。	指導課

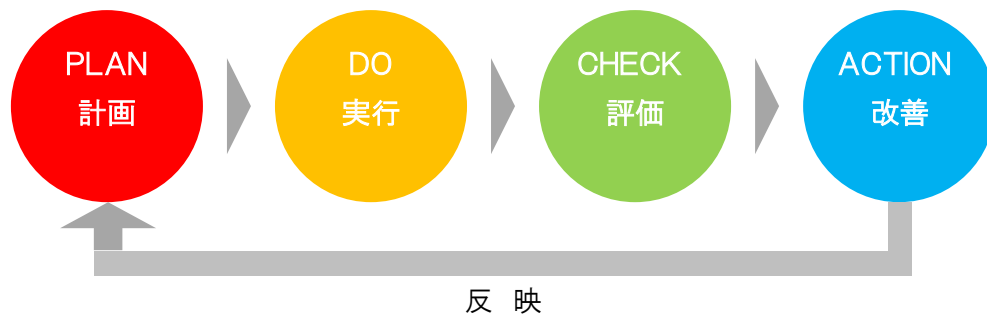
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援施策は、多岐の分野にわたることから、子育てや働き方、ワーク・ライフ・バランス等に関する市民及び市役所職員の意識啓発を行います。また、庁内関連部署の連携による機能強化を図り、一体的な子育て支援施策を推進します。

2 計画の進捗管理

- ① 毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、古河市子ども・子育て会議に報告し、点検・評価を行います。
- ② 取りまとめた結果は、ホームページ等を活用し市民に公表します。
- ③ 「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は計画の見直しを行います。
- ④ 計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。



第6章 資料編

1 策定までの経過

日程	委員会等	内 容
平成 25 年 11 月 5 日 ～11 月 22 日		子ども・子育てに関するニーズ調査 市内企業の子育て支援ヒアリング調査
平成 25 年 11 月 28 日	平成 25 年度第 1 回 古河市子ども・子育て 会議	・子ども・子育て会議の役割（概要） ・支援新制度について ・認定こども園制度について ・ニーズ調査について ・今後のスケジュールについて
平成 25 年 12 月 25 日	平成 25 年度第 2 回 古河市子ども・子育て 会議	・認定こども園制度について ・古河市の認定こども園移行について ・私立保育園の定員変更について ・ニーズ調査について（中間報告）
平成 26 年 5 月 13 日	平成 26 年度第 1 回 古河市子ども・子育て 会議	・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「区域の設定」について ・古河市の認定こども園移行について
平成 26 年 6 月 27 日	第 1 回古河市子ども・ 子育て支援事業計画策 定庁内ワーキングチー ム	・支援事業計画について（事業評価、策定スケジュール） ・事業評価シートについて
平成 26 年 7 月 8 日	平成 26 年度第 2 回 古河市子ども・子育て 会議	・子ども・子育て支援事業計画における「区域の設定」(案)と「量の見込み」(案)について ・次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の事業評価について ・私立幼稚園の収容定員変更に係る市意見書について
平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年度第 3 回 古河市子ども・子育て 会議	・古河市子ども・子育て支援事業計画「確保方策」について ・同計画素案について ・9 月定例議会に提出する条例（案）について ・次世代育成支援地域行動計画（後期）の事業評価について ・認定こども園の移行について

日程	委員会等	内 容
平成 26 年 10 月 3 日	第 2 回古河市子ども・子育て支援事業計画策定庁内ワーキングチーム	・事業評価の結果について
平成 26 年 11 月 18 日	平成 26 年度第 4 回古河市子ども・子育て会議	・次世代育成支援地域行動計画（後期）の事業評価について ・計画素案について ・12 月定例議会に提出する条例の構成（案）について ・利用者負担額について ・認定こども園の移行について
平成 27 年 1 月 5 日 ～ 1 月 26 日		パブリックコメントの実施
平成 27 年 1 月 29 日	第 3 回古河市子ども・子育て支援事業計画策定庁内ワーキングチーム	・パブリックコメントの結果について ・計画素案について
平成 27 年 2 月 2 日	平成 26 年度第 5 回古河市子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・計画素案について ・答申案について
平成 27 年 2 月 3 日		・答申
平成 27 年 3 月 中旬	平成 26 年度第 6 回古河市子ども・子育て会議 (予定)	・地域型保育事業の移行について

2 子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

- 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

3 古河市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づき、古河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について調査審議を行う。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する保護者
- (2) 福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 公募に応じた市民

2 委員の委嘱期間は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、市長が招集する。

(古河市保育行政懇談会設置条例の廃止)

3 古河市保育行政懇談会設置条例（平成17年条例第98号）は、廃止する。

(古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 古河市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名	役職
市内に居住する保護者	古河市PTA 連絡協議会代表	楠 田 和 仁	副会長
	保育園・保育所 保護者会代表	大 山 陽 子	
	幼稚園 保護者会代表	石 川 真 也	
福祉、教育等に関する活動を行う 団体の推薦を受けた者	母親クラブ代表	酒 井 邦 子	
	病院・保育設置 事業所代表	山 中 恵 理	
	古河市 健康づくり協力員会代表	鈴 木 悦 子	
	企業代表	浅 野 誠	
	民生委員児童委員代表	齊 藤 きよ子	
	古河市中心身障害児（者） 父母の会連合会	大 高 滋	
子ども・子育て支援法第7条第1 項に規定する子ども・子育て支援 に関する事業に従事する者	社会福祉協議会代表	江 連 陽 子	
	公立保育所長	大 沢 幸 子	
子ども・子育て支援に関し学識経 験のある者	教育委員	堤 千賀子	会長
	校長会	坂 入 幸 子	
	市職員OB	鈴 木 源 一	
公募に応じた市民	公募	小 林 淳 子	
	公募	小 竹 由美子	

5 古河市子ども・子育て支援事業計画策定庁内ワーキングチーム設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 115 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく古河市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）の策定に当たり、支援事業計画の内容を検討し、庁内の総合調整を図るため、古河市子ども・子育て支援事業計画策定庁内ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 ワーキングチームは、次の事項を所掌し、その所掌事項について協議、検討等した結果を市長に報告する。

- (1) 支援事業計画の策定のための資料収集、調査等に関する事項
- (2) 支援事業計画の策定のための総合調整に関する事項
- (3) その他支援事業計画の策定のために必要な事項

(組織)

第 3 条 ワーキングチームは、子育て対策課長及び別表に掲げる部署の課長補佐又は係長の職にある者のうちから選出されたもの（以下これらを「委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 ワーキングチームに委員長及び副委員長を置き、委員長は、子育て対策課長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

- 2 委員長は、ワーキングチームの会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 ワーキングチームの会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、子育て対策課が行う。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、委員長がワーキングチームに諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

企画課、市民協働課、交通防犯課、生涯学習課、スポーツ振興課、福祉総務課、障がい福祉課、健康づくり課、国保年金課、子育て応援課、子育て対策課、商工政策課、都市計画課、教育総務課、指導課

6 諮問

古 子 政 第 1 3 号
平成 2 7 年 2 月 2 日

古河市子ども・子育て会議 会長 様

古河市長 菅 谷 憲一郎

古河市子ども・子育て支援事業計画の諮問について

古河市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

1) 諮問事項

子ども・子育て支援法第 6 1 条の規定に基づき、古河市が取り組む子育て支援事業の供給・整備や支援サービスを定める「古河市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

2) 諮問理由

上記は、本市における子ども・子育て支援事業計画の内容が妥当であるかについて、ご意見を伺うべく子ども・子育て会議に諮問するものです。

7 答申

平成 27 年 2 月 3 日

古河市長 菅谷 憲一郎 様

古河市子ども・子育て会議
会長 堤 千賀子

古河市子ども・子育て支援事業計画に対する答申書

標記の件につきまして、古河市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、去る 2 月 2 日に古河市子ども・子育て会議を開催し、各委員による慎重なる審議をいただきました。

その結果、各委員の総意として下記のとおりまとめましたので、答申いたします。

記

【諮問された事項】

古河市が取り組む子育て支援事業の供給・整備や支援サービスを定める「古河市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

【答申内容】

古河市では、平成 16 年度に「古河市次世代育成支援行動計画」を策定し、26 年度までの計画期間を通して、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

子どもを取り巻く環境等が変化している中で、今後さらに多様な教育・保育環境の必要性に応える必要があります。そのため、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、古河市における「子ども・子育て支援事業計画」の策定について、協議の結果、満場一致にて妥当との結論に達しました。

8 用語解説

か 行

◆「確認」制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(子ども・子育て支援法(以下、法という。)第31条)

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

◆家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)

◆居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

◆子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

◆子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)

さ 行

◆事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

◆施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)

◆市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)

◆市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本市では、計画の策定等に関し、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くために設置し、事業計画の策定の他、計画の推進及び進行管理に関すること等を協議事項としている。

◆小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

た 行

◆地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第11条)

◆地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

◆地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

◆特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

◆特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)

は 行

◆保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

や 行

◆幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管

する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

ら 行

◆利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。先進事例に、千葉県松戸市の「子育てコーディネーター」や神奈川県横浜市の「保育コンシェルジュ」がある。松戸市や横浜市の事例では、地域子育て拠点に専門の職員を置き、子育ての悩み等の相談を受け付けるほか、保育所、幼稚園等の地域の保育資源の情報を集約し、情報提供や専門機関への紹介を行っている。

わ 行

◆ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

